

団体会員規定

一般社団法人 東部日本ボールルームダンス連盟(以下本法人と記す)
の定款第6条第4号に規定する団体会員に関し必要な事項を以下のとおり定める。

(団体会員の資格)

第1条 本法人の団体会員となる資格は以下のとおりとする。

- (1) 本法人の目的に賛同し、定款、その他本法人の定める諸規定を遵守する。
- (2) ボールルームダンス技術等の研究団体で、本法人の社員20名以上の会員を有する。

(入会手続き)

第2条 本法人に入会するには、所定の団体会員加盟申請書に必要事項を記入し会員名簿、団体規約を添えて本法人代表理事に提出して申請し、4条規定の承認を得て、3条規定の入会金を支払わなければならない。

(入会金及び年会費)

第3条 団体会員の会費は以下のとおりとする。

- (1) 入会金20万円を入会の際に支払う。
- (2) 年会費5万円を毎年7月末までに支払う。

(資格の取得)

第4条 団体会員の資格は、本法人の理事会の承認を受け、入会金を納入した後、団体会員名簿に登録されることにより取得する。

(資格の消失)

第5条 団体会員が退会する場合は、退会申請書を本法人代表理事に提出する。

(事業の分掌)

第6条 団体会員が本法人の事業の分掌を希望する場合は、所定の申請書を提出し、本法人理事会の承認を受けなければならない。

(既存団体)

第7条 既存団体は本法人発足時に本規定による入会手続きに関わらず、当然に団体会員として認める。この場合、当該既存団体は、1条2号に定める社員の人数に係る制約を受けず、3条1号に定める入会金は免除する。

補足

既存団体とは下記の15団体とする。

- 1、DJ(ダンシングジュピター)
- 2、DM(ダンシングマスターズ)
- 3、DS(ダンシングシルバーロード)
- 4、ExD(エクセレントダンサーズ)
- 5、GC(ガーデニアサークル)
- 6、HSD (ハラスクールオブダンシング)
- 7、IBD21(インターナショナルボールルームダンサーズ21)
- 8、MBK(榊岡舞踏研究会)
- 9、MW(東京モダンウォルサーズ)
- 10、NCD(ニューコメットダンサーズ)
- 11、N・DS(ニューダンシングストラクチャー)
- 12、PhD(フェニックスダンサーズ)
- 13、SD(スターライトダンサーズ)
- 14、TWD(ザ ワールドダンサーズ)
- 15、VVD(ビビットダンサーズ)

付則 平成26年11月27日 理事会承認